平成２２年（フ）第２２３号
千葉県佐倉市中志津１丁目20番３号
債務者　石澤　恵子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２２４号
千葉県佐倉市中志津１丁目20番３号
債務者　石澤　美穂
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２３６号
千葉県成田市中台６丁目８番地６
債務者　後藤　恵子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４９７号
神奈川県小田原市国府津2278番地の４　グリーンハイツ302号
債務者　加納　　忍
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４９８号
神奈川県小田原市国府津2278番地の４　グリーンハイツ302号
債務者　加納　理恵
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５０３号
神奈川県厚木市愛名535番地７
債務者　根本　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１８２３号
名古屋市緑区東神の倉２丁目2415番地　神の倉ハイツ２棟201号
債務者　三河工業こと　魚住　智明
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９６４号
愛知県あま市坂牧西之宮19番地
債務者　小松　　均
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２３号
愛知県一宮市三条字山５番地８　ユナ・エステート206号
債務者　杢田　　剛
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４８８号
京都市下京区中堂寺庄ノ内町24番地５　レジデンス門脇105号
債務者　浅香　道治
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８５９号
京都市下京区油小路通四条下る石井筒町531番地　グランドパレス四条202号
債務者　栗田　佳子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９６６号
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地　11棟202号
債務者　新山　赳夫
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０００号
京都市伏見区深草ヲカヤ町15番地13　ハイツカクテル305号
債務者　**德**永　慎子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
香川県東かがわ市水主3781番地江森清二方、住民票上の住所香川県東かがわ市水主3827番地
債務者　橘　　英夫
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２３号
長崎県五島市吉久木町1128番地
債務者　貞方　由加
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第４９号
北海道日高郡新ひだか町静内神森８番12号
債務者　佐々木香織（旧姓猿倉）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第８６０号
兵庫県三田市西山２丁目22―10　宝塚三田病院内、住民票上の住所兵庫県西脇市富吉南町262番地の26　市営住宅574号
債務者　松崎　秋子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部